

高知県工業技術センターだより

▶商品開発事例のご紹介

資源環境課

Makino オリジナルブレンドティー（トレトレ株式会社）

平成26年度から、全国的にも知名度の高い牧野富太郎博士に縁のある植物のブランド商品化をめざし、県立牧野植物園、高知大学、県立大学、工業技術センターの4機関で、健康食品や香粧品としての機能性を探索し、商品化の可能性を模索してきました。

この度、牧野博士生誕記念日の4月24日に牧野博士ゆかりの植物をテーマにした「Makino オリジナルブレンドティー」シリーズの第一弾が登場しました。トレトレ株式会社（仁淀川町名野川）との共同企画で、牧野博士ゆかりの植物「スエコザサ」、「ケケンポナシ」「ユズ」を使った3種類の「和のハーブティー」を商品化しました。

牧野博士ゆかりの植物と、現在では希少になってきた山の味わいとブレンドを、ぜひご賞味ください。

牧野植物園本館ミュージアムショップ バイカオウレンで販売しているほか、本館レストラン アルブルでも提供しています。また、トレトレ株式会社のWeb Shopでもお求めいただけます。

県立牧野植物園 HP :

<http://www.makino.or.jp/news/detail.php?id=34>

トレトレ株式会社 HP :

<http://tretre-niyodo.jp/?mode=cate&cbid=2029828&csid=4>



スエコザサ



ケケンポナシ



ユズ

電気・水道・ガスなどのメーターの有効期間を確認しましょう（お知らせ） 計量検定室

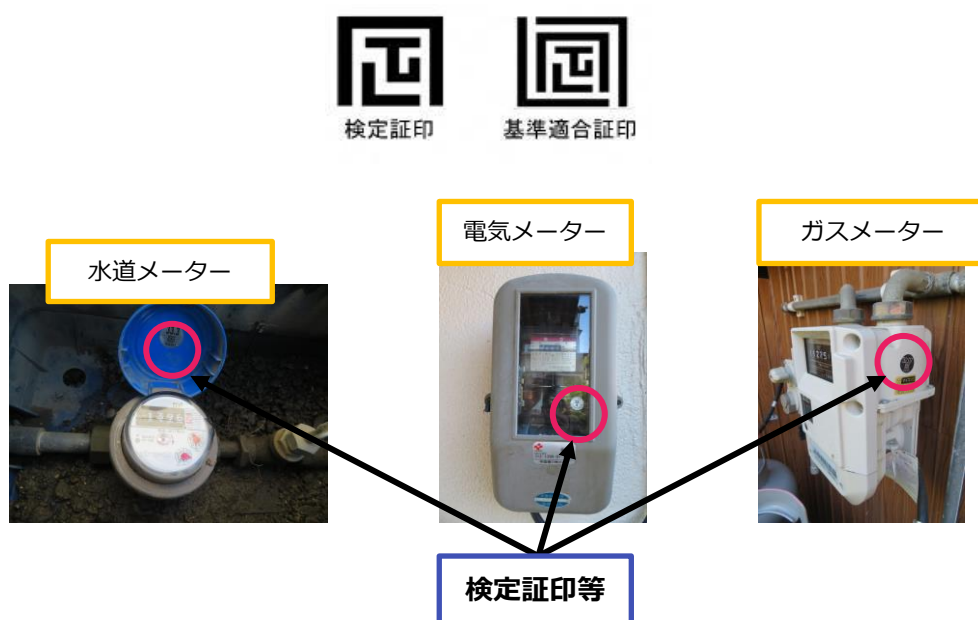
電気・水道・ガスなどのメーターには、供給事業者が使用している『親メーター』と、施設の所有者や管理者が入居者やテナントなどに配分するために使用している『子メーター』があります。

どちらのメーターも、料金徴収に使用する場合、次の事項に該当しなければならないと計量法に定められています。

- ・ 検定証印又は基準適合証印が付されているもの
- ・ 検定証印又は基準適合証印の有効期間内であるもの

『親メーター』については供給事業者が管理していますが、『子メーター』に関しては施設の所有者や管理者の責任で管理する必要があります。（計量法違反に対しては、懲役や罰金等の罰則規定があります。）

※「検定」もしくは「基準適合検査」に合格している場合は、以下の印が付与されています。



※計量法にもとづく各メーターの有効期間は以下の表のとおりです。

有効期限の確認は、メーターの前面や表示部分を保護する蓋の裏面に有効期限のラベルなどが貼られていますのでご確認ください。

メーターの種類	有効期間	備考
水道メーター	8年	
電気メーター（一般用）	10年又は7年	
電気メーター（変成器付き）	5年又は7年	
ガスメーター（都市・プロパンガス）	10年又は7年	

※電気・水道・ガス等の使用料をメーターにより徴収されている場合は、メーターの管理台帳を作成する等、適正な管理をしてください。

お気軽にお問い合わせください。

088-846-1111

受付時間 平日 8:30 ~ 17:15

